

第二十八回 参議院社会労働委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月二十五日(金曜日)午前十時三十五分開会

委員の異動

四月二十四日委員井上清一君、堀見俊二君及び木下友敬君辞任につき、その補欠として横山フク君、西田信一君及び坂本昭君を議長において指名した。本日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として西岡ハル君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝保 稔君
木島 虎蔵君
山下 義信君
中山 福蔵君

委員

斎藤 昇君
鈴木 万平君
谷口弥三郎君
西岡 ハル君
西田 信一君
横山 フク君
片岡 文重君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君
田村 文吉君

國務大臣

厚生大臣 堀木 鎌三君
労働大臣 石田 博英君

政府委員

厚生省引揚 河野 鎮雄君
援護局長 二階堂 進君
労働政務次官 百田 正弘君
労働省職業 安定期局長
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

- 結核医療法案(坂本昭君外七名発議)
- 社会福祉事業等の施設に関する措置法案(第二十二回国会本院提出)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 国民年金制度実施に関する諸願(第五三〇号)(第一六〇七号)(第二二五七号)
- 清掃法第十八、第十九条改正に関する諸願(第一二二号)
- 簡易水道事業費国庫補助増額等に関する諸願(第一三〇号)
- 簡易水道事業費国庫補助増額等に関する諸願(第四三六号)
- 保健所費国庫補助増額に関する諸願(第一〇四号)(第四三四号)
- 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行に伴う経費国庫補助等の諸願(第四六三三三)
- 栄養指導車配置に関する諸願(第四六七七号)
- 結核対策に関する諸願(第一二八一

- 号)(第一二八九号)(第一三三〇号)(第一三三二一)
- 結核予防予算増額等に関する諸願(第一三三六号)(第一三八七号)
- 結核治療費全額国庫負担制度確立に関する諸願(第一三四三三)
- 結核治療費国庫補助増額に関する諸願(第一三六六号)
- 結核治療費全額国庫負担に関する諸願(第一四三八号)
- 結核治療費全額国庫負担等に関する諸願(第一四三九号)(第一四九〇号)
- 精神衛生対策促進に関する諸願(第三七九号)
- 国立療養所の給食費引上げに関する諸願(第二八八八号)(第五一九号)(第八九四号)(第八九五号)(第四八八号)(第一三四一四)
- 国立病院等の給食費引上げ等に関する諸願(第一三四〇号)(第一三八四号)(第一四二七号)(第一四八七号)
- 国立岐阜療養所の看護員増員に関する諸願(第五二〇号)
- 国立病院等における看護婦産休のための定員確保の諸願(第一〇七〇号)
- 病院の完全給食等の内容明示に関する諸願(第一四四一四)
- 国立病院等の完全給食制度の内容向上等に関する諸願(第一四九七号)
- 国立らい療養所の医師充員等に関する諸願(第一〇六八号)
- 国立病院等の医師不足解消等に関する諸願(第一三三九号)
- 療養所の医師等増員に関する諸願(第一三八六号)

- 国立療養所の看護人員増員に関する諸願(第一四三二二)(第一四九四号)
- 国立療養所の統合等に関する諸願(第一三二二二)
- 国立病院等の燃料費増額に関する諸願(第一三三八号)
- 国立療養所施設関係予算増額に関する諸願(第一三四二二)
- 療養所等の設備改善に関する諸願(第一三八五号)
- 療養所に隣接する基地の爆音防止等の諸願(第一四〇〇号)
- 結核療養所の軽快作業ベッド増設等に関する諸願(第一四四二二)
- 国立療養所建物修繕費増額に関する諸願(第一四四四四)
- 国立療養所入所費の軽減又は無料取扱拡大に関する諸願(第一四九五号)
- 国立病院等の作業療法の内容充実等に関する諸願(第一五〇〇号)
- 保育所事務費限度中に予備保育費を認定するの諸願(第八号)
- 保育事業予算増額に関する諸願(第二八七号)(第三六九号)(第三八五号)(第三九五号)(第四四九号)(第四六六号)(第五二二二)(第五六六号)(第六四八八号)(第九九〇号)
- 結核児童療養制度確立等に関する諸願(第一三六三三)
- 私設保育所保育の待遇改善等に関する諸願(第一四八二二)
- 子どもセンターの法制化に関する諸願(第一七〇六号)

- 児童防止法完全実施に関する諸願(第二二二)
- 災害救助法の一部改正に関する諸願(第一〇五号)
- 生活保護法に基づく支弁経費を全額国庫負担とするの諸願(第一〇号)
- 生活保護法の保護基準等に関する諸願(第九六二二)
- 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する諸願(第一〇六九号)(第一三四六号)(第一三四七号)(第一三九二二)(第一三九三三)(第一四〇五五)(第一四三三四)(第一四三三五)(第一四三六六)(第一四六二二)(第一四九八八)
- 生活保護法による最低生活基準額引上げの諸願(第一六二二二)
- 生活保護法の長期入院患者に期末扶助金支給の諸願(第二三三四四)(第一三八八八号)(第一三八八九号)
- 生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの諸願(第一三九四一)(第一三九四二)(第一三九四三)
- 後援施設等の整備拡充に関する諸願(第一三三三三)(第一三九四四)(第一四九一一)(第一五一七号)
- 後援施設予算増額等に関する諸願(第一三三三三)
- 結核後援施設に関する恒久的制度の確立に関する諸願(第三七七七)
- 結核回復者寮増設に関する諸願(第一三三三三)
- 結核回復者男子寮増設に関する諸願(第一三三三三)

- 国民健康保険事業に対する国庫補助増額等の請願（第一一五号）
- 国民健康保険事業に対する国庫補助増額の請願（第三七八号）
- 国民健康保険事業費国庫補助増額等に關する請願（第五二一号）
- 国民健康保険費国庫補助増額に關する請願（第一三三五号）
- 国民健康保険費国庫補助増額等に關する請願（第一四三三三号）
- 国民健康保険費診療所経費助成に關する請願（第四五二二号）
- 社会保険の給付内容改善等に關する請願（第一三一九号）
- 社会保険の給付内容改善等に關する請願（第一三四八号）
- 社会保険の診療制限撤廃に關する請願（第一四四〇号）（第一四九号）
- 社会保険医療の診療制限緩和に關する請願（第一三九七号）
- 健康保険法の一部改正に關する請願（第一三三四号）（第一三三二二号）
- 日雇労働者健康保険法による療養給付期間延長等の請願（第一三二〇号）
- 引揚者給付金等支給法の事務取扱緩和に關する請願（第二〇六号）
- 未帰還者の早期帰還等に關する請願（第三三五号）
- 未帰還者の帰還促進等に關する請願（第二二二〇号）
- 未帰還同胞問題完全解決に關する請願（第三九六号）（第四三五五号）
- インドネシア共和国等所在の遺骨収集に關する請願（第四三三三三号）
- 失業対策事業労働者の賃金引上げ等に關する請願（第三一九号）
- 失業対策事業費全額国庫負担に關する請願（第五六五号）

○失業対策事業就労者に年末手当支給等の請願（第一九五五号）

○日雇労働者の生活保障に關する請願（第一五九六号）

○結核回復者の就職確保等に關する請願（第一三二七号）（第二三八〇号）（第一四〇四号）（第一四八八号）（第一三二八号）（第一五一六号）

○結核回復者の就職確保に關する請願（第一三二九号）（第一三六四号）（第一四二八号）（第一四二九号）

○国立らい療養所軽快退所者の就職あつせん等に關する請願（第二二五三三号）

○最低賃金法等制定に關する請願（第一四一四号）

○委員長（阿具根登君） 開会いたします。

委員の異動報告をいたします。四月二十四日付をもって井上清一君、塩見俊二君、木下友敬君が辞任され、その補欠として横山フク君、西田信一君、坂本昭君が選任されました。四月二十五日付をもって有馬英二君が辞任され、その補欠として西岡ハル君が選任されました。

○委員長（阿具根登君） 結核医療法案を議題といたします。

○坂本昭君 ただいま議題となりました結核医療法案の提案理由を御説明申し上げます。

結核がわが国の国民病といわれるほどに蔓延し、その害は単に各個人にとどまらず、社会全般に及んでおり、ひいては国民経済にまで悪影響を与えておりますことは、すでに御承知の通り

であります。今これを数字的に見ますならば、結核による死亡者は、昭和三十年には四万七千人、昭和三十一年には四万四千八千人、昭和三十三年には四万三千人であり、現在における推定結核患者数は、二百九十万人に上っております。結核の国民生活に及ぼす直接間接の損失は、真にはかり知れないものがあると思存する次第であります。

特に最近におきましては、膨大な結核の医療費負担のため、健康保険その他の社会保険は、その健全なる運営が困難となり、そのことがひいては、わが国における医療社会保障制度の確立の障害となつておるのであります。

このような結核の予防及び医療のため、現在結核予防法があり、この法律を中核として結核対策が推進せられ、相当な成果を上げておりますことは、すでに顯著な事実であります。

しかしながら、結核対策のうちでも最も重要な部分を占めます結核医療の観点から現在の結核対策を顧みますとき、それはなお不十分であるといわざるを得ないと思ふのであります。結核予防法におきましては、適正なる医療の普及及び結核患者の医療費負担の軽減のため、都道府県は、一定範囲の医療に要する費用の二分の一を負担することができるとしてあります。

が、これだけでは、現在の窮乏する地方財政の実情のもとでは、十分な効果を期待し得ないと思ふのであります。

従いまして、現在わが国の国民病といわれまふほどに蔓延したておりまふ結核の問題をこの際抜本的に解決いたしますためには、国の全責任において結核の全医療を行います以外には、適切な方途は存在し得ないと信ずるのであります。

本法律案は、このような状況にかんがみ、かつ、このような信念に基き、国の全責任において結核の全医療を行うことによつて、結核患者に対する医療の普及及び徹底をはかり、もつて結核の急速かつ徹底的な減少を期せんとするものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、国は、国の全責任において、医療を要する結核患者に対し、必要なすべての医療の給付を行うことを明確に規定いたしております。すなわち、貧富のいかにを問はず、全結核患者が必要な医療の給付を国から受けることができるものとしております。

このことは、現行の結核予防法と比較して画期的意義を有するものと考えます。しかししてその医療の給付は、指定医療機関に委託してこれを行うものとしております。

また、その行います医療の範囲は、現在の結核予防法におけるごとく、一定の範囲に限定されることがなく、入院中の食事及び対症療法に至るまで、およそ結核の医療すべてにわたつております。

また、結核の医療の給付を受ける手続といたしましては、受給者の便宜を考慮して、現行結核予防法におけるごとく、事前に都道府県知事の決定を受ける必要がなく、医療を必要とする場合において、直ちに指定医療機関においてその給付を受け得るものとしております。また、国の医療の給付を適正ならしめるため、各保健所に結核診療協議会を置き、医療を要する結核患者で

あるかどうかの認定を行わせることといたしております。

第二に、国がその責任において結核の医療を行うことに伴ひまして、健康保険法その他の社会保険各法に規定する保険者または共済組合は、結核の医療については、給付をなすことを要しないものとしております。この措置によりまして、健康保険その他の社会保険の健全なる運営が期待し得るものと考えます。また、結核の医療については、生活保護法の規定による医療扶助はこれを行わず、すべて本法の適用を受けるものとしております。

なお、結核療養所の設置及び拡張の勧告及び結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の補助につきましては、現行の結核予防法通りこれを行うものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長（阿具根登君） 本案に対する質疑は、次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長（阿具根登君） 御異議ないと認めます。

○委員長（阿具根登君） 次に、社会福祉事業等の施設に關する措置法案を議題といたします。

本案は、第二十二回国会において提出され、継続審査の後、第二十六回国会において、本院の議決を経て衆議院に送付されたものであつて、その内容等は、詳細に承知いたしておるものでありますので、提案理由説明はこれを

省略して、審査したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

質疑を願います。

○山下義信君 質疑を省略し、討論をも御省略願って、直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○木島虎藏君 賛成。

○委員長(阿具根登君) ただいま山下君が御提出になりました、質疑を打ち切り、討論を省略して、採決されたいとの動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたします。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案を原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よって本案は、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

斎藤 昇	木島 虎藏
勝保 登	谷口弥三郎
横山 フク	中山 福藏
西岡 ハル	西田 信一
山下 義信	山本 経勝
片岡 文重	松澤 靖介
藤田藤太郎	坂本 昭
田村 文吉	

○委員長(阿具根登君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これから質疑に入るものであります。が、まず、細部について政府委員の説明を願います。

○政府委員(河野雄雄君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、二条からなっております。第一条は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正でございます。

この主要な点を御説明申し上げます。と存じますが、まず第一に、障害年金を増額いたしました次第でございます。従来、軍属に對しまして、また一部恩給法の適用から漏れた軍人に對しまして、障害年金を援護法で支給をいたしておるわけでございますが、今回の恩給法の改正に伴いまして、傷病恩給が増額になりましたので、その額に見合うように増額をいたしたい、かように存じまして、条文を設けた次第でございます。それと同様の理由によりまして、障害一時金、これは軽度の傷害者に対する給付でございますが、障害一時金も同様に増額の措置をとった次第でございます。

なお、障害年金、障害一時金の支給の時期でございますが、昭和三十三年十月、すなわちことしの十月から原則として施行することにしたんですが、軽度の二款症、三款症のものに對しましては恩給法の増額の時期にそろえたのであります。それから、遺族に對する遺族年金も、今回の恩給法の改正に即応いたしまして増額をいたすことにいたしております。その額は、従来の三万五千二百四十五円から五万一千円に増額いたすことといたしまして、その半分を本年の十月から、残りの半分を三十五年の七月から増額をいたすことにいたしました。と存じておる次第であります。

時期でございますが、昭和三十三年十月、すなわちことしの十月から原則として施行することにしたんですが、軽度の二款症、三款症のものに對しましては恩給法の増額の時期にそろえたのであります。それから、遺族に對する遺族年金も、今回の恩給法の改正に即応いたしまして増額をいたすことにいたしております。その額は、従来の三万五千二百四十五円から五万一千円に増額いたすことといたしまして、その半分を本年の十月から、残りの半分を三十五年の七月から増額をいたすことにいたしました。と存じておる次第であります。

それから、今回新たな制度といたしまして、勤労学徒等いわゆる準軍属及びその遺族に對しまして、一定の給付をいたすことに改正をいたしたいと存する次第でございます。まず第一に、業務上の傷病によりまして重度の障害を受けた者、具体的に申しますと、六項以上の不具廃疾になった者に對しまして、障害年金を支給する道を開きたい、かように存じておるわけであります。その額は、軍属の障害年金の半額といたしております。それからまた、業務上の傷病によつて死亡いたしました軍属の遺族に對しまして、遺族給付年金を支給するようになしたいと存じておるのであります。その額は、軍属の額の半額すなわち二万五千五百円を五年間にわたつて支給することといたしておるわけであります。

なお、その対象となります遺族の範囲につきましては、内地軍属の場合に對する要件にいたしますと、支給範囲が非常に狭まるというようになります。状況を勘案いたしましたして、内地軍属におきまします場合には、死亡した当時、扶養関係のあつた者を対象としておるわけでございまして、そういうふうなことでなしに、現状を基礎としてその対象をきめるといふふうな考慮を払つた次第でございます。

以上がおもな点であります。その他若干の調整規定を設けております。たとえば、従来、恩給法で公務扶助料をもらつておりました者があつた場合には、援護法で支給します遺族年金の額を下げた方があつたわけでございまして、そういう人たちに對しては、公務扶助料をもらつて人と同じく、公務扶助料をもらつた場合にも、依然として低い額の給付をするというふうな法律の建前になつておつたのでございまして、実情に合いませんので、公務扶助料をもらつたものがなくなつた場合には、高い額の遺族年金等を差上げるといふふうな調整を設けた次第でございます。それからもう一つは、準軍属に對しまして、軍属の場合と同様に、更生医療の給付あるいは補装具の支給、同立保養所への収容というふうな措置を講ずることといたしたわけでございまして、その他若干の法律の調整規定を設けております。

以上が遺族等援護法の一部改正の部分でございます。

第二条は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正でございますが、この法律改正のおもな点が二点でございます。第一点は、留守家族手当現行月額二千九百三十七円を四千二百五十円に増額をいたすことといたした次第でございます。その時期も、昭和三十三年十月から半分を増額いたしましたして、昭和三十三年七月から残りの額を増額する、公務扶助料の増額の時期にそろえた次第でございます。もう一つ、未帰還者留守家族等援護法の改正点といたしまして、本年の十二月で療養の給付の期間の切れる方がございます。数からいいますと、むしろその方が多いのでございまして、そういう方々の給付の期間をさらに二年間延長するといふふうな規定を設けた、かように存じておる次第であります。

以上が、ただいま議題になりました法律案のおもな内容でございます。

○委員長(阿具根登君) 御質疑を願います。

○山下義信君 この援護法等の改正案は、言うまでもなく、恩給法の改正と関連をもちまして、今時戦役の犠牲者に対する措置の問題としまして、重要な法案であります。私も、私どももいたしましても、当局にお尋ねしたい点が多々あるものであります。しかし、本日は、その中で最重要と思われる点のみにつきまして質疑をいたしたいと存ずるのであります。

さきに提案理由の御説明もあり、今、政府委員から細部の御説明を承わりました。了承しております。よって、この援護法の改正の中心は、従来問題となつておりました勤労学徒、徴用工、国民義勇隊あるいは満洲開拓青少年、その他軍属に準ずる立場にありまして、今日まで十分な援護の措置がとられていない者たちを對しまして、多年の要望であり、懸案でありました問題がその一部解決を見ることに相なつたわけであります。これらの問題につきましまして、従来関係者の努力はもとよ

りでありましたが、厚生省において、こ
とに今回恩給法の改正問題が登壇いた
しまして以来は、この援護法関係につ
いて、多大な御努力をなされました
ことにつきましては、厚生大臣の御協
力等に対しまして深く感謝いたすも
のであります。

そこで、まず援護局長に伺います
が、従来名称が一定しておりませんだ
この援護法の軍属に準ずるこれらの対
象者を、準軍属ということに統一をさ
れたのでありますが、この準軍属の対
象者、すなわち今回恩給法と金を受く
べき資格のあります総数、この改正案
によりまして、それに該当するとい
うのでなくして、準軍属の死亡者遺族の
総数、それから、いま一つは、その準
軍属のうち、すなわち動員学徒等の障
害年金等の措置をしていただいたので
あります。その動員学徒である準軍
属の障害者の数のお見込み数はどの
くらいでありますか。まずこれを承わ
ておきたい。

○政府委員(河野雄雄君) 準軍属の範
囲は、範圍と申しますか、種類は、従
来恩給法の対象となっておりまして、も
のの範圍とをそろえてあるわけでござ
います。従来いわゆる準軍属として恩
給を支給いたしております対象の見込
み数は、約七万でございます。ただ、
弔慰金を支給します対象は、軍属にお
きまして、弔慰金をもらいますものと、
遺族年金をもらいますものと、の
遺族の範圍が違っておりますので、弔
慰金をもらっている人がすべて、遺族
給与金とらうというふうなことは
ならないわけでございまして、どの程
度の遺族給与金の給付の対象になるか
ということでございますが、大体従来

仕事をやっております上からの大よ
その見込みをいたしまして、四割程度
が給与金の対象になるのではないかと
七万といたしますと、その四割、二万
八千くらいを見込んでおる次第でござ
います。

それから次に、障害年金の対象者で
ございまして、これも正確な資料がな
いわけでございまして、大体の見込みと
しまして、今回重度の障害者を対象と
いたしておりますので、六百人程度で
はなからうか。かように見込んでおる
次第でございまして。

○山下義信君 そこで、まずわかりや
すく申しまして、動員学徒の障害者、
これは、従来援護法の中で全く措置さ
れていなかったものでして、いわば援護
法のミステークであったわけでござ
います。今回それが障害年金が出るこ
とになった。それがいわゆる軍人軍属
と比較いたしまして、今援護局長が言
われたように、重度の障害者のみ
だけをおとりになったというところ
の、第一款症、第二款症、第三款症等
は、動員学徒の負傷者には与えられな
いということにされたのは、どうい
うわけでありますでしょうか。

○政府委員(河野雄雄君) 準軍属に対
してどういふふうに処遇をするかとい
うことにつきまして、いろいろの考
え方があると思うのでございまして。御承
知の、昨年開かれた臨時恩給等調
査会におきまして、この問題、非常
に御熱心に御審議をいただいた次第で
ございまして、その審議の過程におき
まして、従来、年金の支給対象とし
て考えられておりましたのは、国との
雇用関係のあるものに一応限られて
おったわけでございまして。それに対

まして、従来から、国会におきまして
も、雇用関係なくとも、何らかの国と
のつながりにおいて戦争被害を受けた
というふうな方々に対して、現状では
不十分ではないかという強い御要望が
あつたのでございまして。そういうふう
な意見が臨時恩給等調査会においても
述べられたのでございまして、また一
方、当時の状況を考えますと、多か
れ少かれ全国民が戦争被害者である
といふふうなことから考えますと、
一方において、一般国民との均衡とい
うものもあわせて考えなければならな
いのではないかと、いふふうな、両面か
らの議論があつたわけでございまして。

私ども、従来から何とておりましたこ
ろでも、少くとも重度の障害者に対し
て何らかの措置をしなければならな
いのではないかといふふうな御要望に
何とておつたわけでございまして。た
だいま申し上げましたような臨時恩給等
調査会の御意見、それからただいま申
し上げましたような御要望、そういう
ふうな諸般の御意見等を考えあわせま
して、一方においては国との雇用の関
係のあつた人たちのつり合い、ま
た、一方においては一般国民とのつり
合い、そういうふうなところを考えあ
わせまして、ただいま御提案申し上げ
ているようなことにするのがまああ
る均衡のとれた措置ではなからうかとい
うふうな考え方に基きまして、立案を
いたした次第でございまして。

○山下義信君 私も、質疑を簡潔に申
し上げますから、答弁もなるべく要点
だけを答えたいと思つております。
準軍属の障害の取扱ひ方を、軍人、軍
属に比較して、軽度の障害は落してし
まう。そうして障害年金も半額にとど
めてある。金額の多い少いは別としま
して、障害の程度さえも差をつけ
るというところは、これは必ずではない
かと思う。その点はいかがでしようか。

○政府委員(河野雄雄君) この点、先
ほど来申し上げたような、国民全体と
の均衡というふうな角度から考えて、
その辺に落ちつけるのが適当ではない
かといふふうな考え方と立つて立案を
いたした次第で、考え方といたしまし
ては、同じようなことを繰り返すこと
になるわけでございまして、そういう
ふうな気持を持つておる次第でござ
います。

○山下義信君 この原案で十分だと
われらと、いつまでも質疑を繰り返
して、十分でない点を申し上げなければ
ならぬ。当局としても、これでは十分
でないといふことは、これは御承知の
上のことなんです。それで、金額が、
軍人軍属に比して差等をつけられると
いうことも、これも議論はありますけ
れども、一応それはそれといたしまし
て、傷害の程度、軍人の場合は、小さ
な傷害でも、今度は軍属の場合は相
当の傷でなければならぬ。準軍属の場
合は、いよいよ重傷でなければならぬ
という、傷害の差等をつけることは、
傷害に対しての一つの補償をするとい
う場合に、金額の差等をつけることは、
それは一つの理屈もつきましようけれ
ども、その傷害の差等をつけるという
ことは、軍人でありまして、軍属であ
りまして、準軍属でありまして、も
同じでなくちゃならない。ことに考慮
に加えなければなりませんことは、こ
の準軍属とは、すなわち、動員学徒で
すから、主たるものは、その動員学徒
の中の主たるものは当時の女子学生で

ある。女生である。そういう人たちの
傷害は、またこれは、一般男子の軍
人軍属の場合と、どこに傷害を受けた
というふうな傷害の箇所等によりまし
ても、たとえば顔面に受けたというよ
うな傷は、これは、男子の軍人軍属の
場合の相当な傷以上に女子にとりまし
ては終生の大きな障害なんです。であ
りますから、むしろこの準軍属の場
合は、それは、その対象者の主たるも
のがいわゆる動員学徒であり、また、
その中の相当多数の部分は女子学生等
であつたようなことから考えますと、
軽度の傷害こそ、これは見てやらなけ
ればならぬ理由もあるわけなんです。
この軽度の傷害を、この軍人軍属の場
合と違つて、これをはずしたというこ
とは、これは十分でないと思つので
す。妥当でないといふことが諸君があ
れば、不十分であるといふ感じがしま
すが、当局はどう考えられますか。

○政府委員(河野雄雄君) 私、申し上
げ方が悪くて、もしも誤解がございま
すれば、改めていと思つております。
私、十分であるといふ意味で申し上げ
たわけではございません。御承知の
ように、今、御質問のございましたよ
うに、準軍属として従来一番御熱心
に御要望等がございましたのは、動員学
徒でございまして、動員学徒は、内地
で主として仕事をしておられたわけ
であります。軍属の中でも、内地で仕
事をしておられたいわゆる内地軍属につ
きましては、援護法の対象外で、これ
は旧令共済組合によつて処理をしてお
るわけであります。そちらの方の給付
の対象も、重度のものに限つておりま
すので、そういうふうないろいろな
方面の比較検討からいたしまして、今

でも、六十才以上の年令の制限があつて同様。それから、不具廢疾の両親の場合は、年令制限を取るけれども、その者が生活資料も得ることができぬ

し、かつ、その者を扶養することのできる直系血族がないことと、こうしほえるのですね。これは、全く生活保護法の対象者と同じじゃありませんか。本人が生活ができない、また、その者の

ことになりますと、これは、生活保護法の対象者と私は少しも変らぬと思ふ。そういう者でないと支給せぬということならば、遺族援護法で支給しなくても、生活保護法の支給の対象者にくても、

なるわけで、そこまでしぼつてあるというのは、少しひどいと思うのです。が、どうでしょう。従来は、援護法におきましても、父母は六十才以上であるか、あるいは不具廃疾の場合には

扶養する直系血族がないか、どれかに
当つておれば、親はもらへることにな
る。このたび、遺族給与金としてこう
いう措置をおとり下さつたのは、まことに

う親がもらわれるかといへば、六十以上であるという年令の制限と、それから、扶養のできる直系血族のないことと、等の制限と、ことに身体障害者のような両親でも、生活の資料を得ることが

できないことであつて、また、その材
養する直系血族のないことというふう
に、諸条件をきびしく要求をして、そ
れらの条件を持つておる者でなければ
支給しないということになります。

の対象者に近い者——近い者というより、全く同様の者になるということに

なる。そうしますと、今七万人とおっしゃった、せつかくの準軍属の遺族等も、これ入らないのじゃないでしょうかね。たとえ、その当時十五、六才、十七、八才の動員学徒——皆青少年であります。そうすると、おつかさんでも若い、また、三十七、八か四十そこそこのおつかさん、今日まあ平均して五十才から五十三、四才というおつかさんが比較的多いのだらうと思う。まず、年令の上ではすれてしまうのですよ。それで、もうその他の要件を皆当てはめていくと、ふるい落されてしまつて、ほとんど対象者がなくなることになる。

いま一つ、ついでに、もう一べんに言っておきますよ。だから質問してもいけませんから。その上に、ほかの要件の、六十才以上という年令なる要件のある場合も、その年令が来たら支給されるのですよ。六十才以上にならなければならぬと、こうありまして、しばらく待っていて、六十才以上に到達すると、それらの遺族年金を受給する資格が生じてくる。しかるに、今回の援護法でせつかくしていただきます二万五千人の遺族給年金は五カ年間です。そうすると、今五十三才のおつかさんは、五カ年待っていても五十八才ですから、六十才の年令に達しない。五カ年間にどうして六十才に達しさせることができませんか。六十才にしたら永年にやらぬというのと同じなんです。他の方の資格要件の六十才は、遺族年金を何年間という制限がありませんから、今は五十五才でも、五年待って六十才以上に達しますと、受給資格が生じてくるので、恩恵にあずか

ることができませんが、この場合は、五カ年を限って打ち切るとなっているんですから、今申しましたように、現在、五十一才から五十二才、五十三才、五十四才、そういう人たちの両親はとうとうもらえぬということになるわけですね。これじゃあまりしほり方がきついのじゃないかと思うのです。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(河野雄雄君) 扶養することができ直系血族がどういう場合であるかという点について、運用の……

○山下義信君 それは、この次に、尋ねようと思つていたんです。まだそこは尋ねておらぬです。今、六十才以上について尋ねておらぬんです。

○政府委員(河野雄雄君) こういう条件をつけたのはけしからんじゃないかというお尋ねだったものですから、それで……

○山下義信君 おっしゃっていただきましてよろしくありますから……

○政府委員(河野雄雄君) と申しますのは、生活保護法と同じような扱い方をすることではないかということで、生活保護法と同じじゃないかというふうなお尋ねであつたので、その点についてお答えを申し上げたいと思つたのであります。生活保護法の基準と同じような運用をするつもりではございません。大体の気持をいたしましては、国民の平均的生活を維持する程度の収入がある場合に、扶養することができ直系血族があるというふうに考えておりますので、生活保護法と同じではないかというふうなお尋ねでございますが、それをシビヤな運用をするつもりは毛頭ございません。

それからもう一つ、六十才にまだ達していない人は、六十才になつてからどうなるのかというお尋ねでございますが、現在六十才になつてない方には差し上げないわけでございますけれども、先に六十五才に達したときには、それから五年間支給する。そういうふうな仕組みになつておるわけでございます。

○山下義信君 わかりました。よりわかりました。やっぱり聞いてみるとわからぬ。聞かずにありますと大へん誤解して、関係者はもう、六十以下の者は、これはもらえぬことになつたと言つておられますからね。これは、きょうは大へんよい答弁をいただき、(笑)これは当りまえのことであつたのですけれどもね。私がそこまでよう法律を読み切りましたんで、大へんけつこうな、ほんとうに六十才まで待つておれば支給される。そうすれば五年先でもいい、それから五カ年支給するということですね。よくわかりました。私は、何でもかんでも五年で打ち切つてしまふのかと思つたが、そこはわかりました。

そこで、今あなたが先回りしてお答え下さいました、生活保護法のようなしほり方をせぬのだという大体の御趣旨をいただきました、当然そうだろうと思つた。そこで、扶養能力のことでありまして、このむすこなどが親を扶養する能力がある場合には、これはもらえぬことになつた。この扶養能力ということが、現行法でもその規定があるわけなんでありまして、今回、特に重大な関係がありますから、お尋ねしておかにもありません。扶養能力というのは、どの程度を見ておいて

なるのでありましようかということをお承わつておかにやあらぬと思つたのです。どういふふうに見ておられますか。

○政府委員(河野雄雄君) 先ほどもちよつと申し上げたのでございますが、大体の気持をいたしましては、その直系血族が、国民の平均的生活を維持するに足るだけの収入がある場合に、扶養することができ直系血族がある。こういうふうな考えを以ておられます。

○山下義信君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(阿具根登君) 速記をとめて。

○委員長(阿具根登君) 速記をつけて。

○山下義信君 親を扶養する能力ということは、どの程度の収入があれば親を扶養することができるとかという問題になつてくる。あなたのお答えを聞いてみると、国民の平均生活、国民生活の平均水準を維持するだけの収入があれば、親を扶養する能力があるものと認める、こういうふうですね。それはどういふことですか。たとえば、国民の生活水準というものをかりに三万円と見ましようか。その三万円の収入があれば親を扶養する能力があると、こういうのですか。どういふことでそういうお尋ねがはしかれますか。私は三万円の収入がございまして、私は家族がございまして、子供が五人おります。私は三万円の収入……なるほど三万円という金は、国民の生活の水準の消費金額であるかも知れぬ。しかし、私のうちの家庭の費用には三万円では足りないんです。月々五千円の赤

字で、方々、親類から借り集めなきゃ、私の家族は扶養することができない。三万円の収入がございしても、私は親を扶養する能力が収入の上ではございせん。ですから、国民生活の平均水準の収入があれば親を扶養する能力があるとは言えないでしょう。親を扶養するだけの余裕があるということになれば話はわかります。六万円の収入があつて、私の家族の生活費には約二万五千円ないし三万円かかるんだと、私の収入には三万円の余裕があるんだと、さすれば、その三万円の余裕で親が見れるではないかというならば話はわかる。私の収入が国民生活の平均水準を維持するに足るだけの収入があるからといって、直ちに収入の金額で親を扶養する能力があるとは言えないんです。親を扶養する余裕の能力があるということなればわかりますが、その者の収入状態を、すぐにそういうふうにしやくし定木で押えていくということは、私は実情に沿わぬと思つたが、いかがでしょうか。

○政府委員(河野雄雄君) 私の表現が悪くて、おわかりいただけないと思つたんですが、ただいま御質問があつたことは、気持としては同じでございます。生活のやり方は、それぞれの家庭によつて違ふと思つたのでございすけれども、個々の生活がどうのこうのというふうな基準は設けにくいと思つたのでございまして、少くとも、一つの世帯として親をかかえて生活していくというものであれば、その全体として平均的な生活が保持する程度の能力があれば、扶養することができ直系血族があるというふうな考えを以ていいんじや

ないかと、かように考えておる次第であります。

○山下義信君 大事のところでありますから、私は念を押しておくわけなんでありまして、くどくは申し上げません。もうあと一点だけ伺えたいのであります。くどくは申し上げません。大事なことでありまして、

そこで、国民生活の水準などと抽象的におっしゃって、一つのお答えにはなりませんけれども、今日のいろいろな経済情勢、社会情勢等から申しまして、なかなか少々の金ではお互いの生活が立っていかないことは、もう当然のことでありまして。従いまして、今日のようないかなる社会情勢におきましては、よほどきつなところの標準などにつきましても御留意にならなきやならぬと私は思います。十分御検討、御配慮の御意思があるかどうかということも承わっておかなければならぬ。

○政府委員(河野雄雄君) 実は、こういった要件は、現在の軍属の場合も、祖父父母の場合には同じような要件が実はつけてあるわけです。ただいま申し上げましたような気持で実は運営いたしておりました。大して支障なく来ているつもりでございます。今後、御注意がございましたら、非常にこれをシビヤな線で運営して、実現しないというふうなことになるように十分注意をして、運営して参りたいと考えております。

○山下義信君 いま一点は、私は、この法律の条文をどういふに解釈するかという点を伺っておかなければならぬ。それは、「その者を扶養することが出来る直系血族」云々、こ

ういうことでですね。「その者を扶養することが出来る」という、「できる」ということの解釈ですが、私は、できるといふことには二つあると思う。それは、一つには、今前段の質疑応答で伺いましたように、収入能力でできるということとは収入能力であります。金があれば親を養うことができないのでありますから、それだけのむすこの方に収入があるということ、それが扶養のできるという一つの能力。いま一つは、収入がありまして、余裕がありまして、わしは親は知らぬのじゃ、親は見ぬのじゃ、親と仲が悪いんじゃないこと、親子がとんとらみ合っているような、親を養うというよきな意思も何もないような者は、扶養のできるむすこじゃありませんからね。ですから、収入に余裕がある、また親を養わねばならぬ、また養うてあげるといふむすこの方にそれだけの意思がなければならぬ。もとより民法には、今日家族制度が廃止されてあつても、現行民法においては、扶養の義務が課せられておるといふことは、お互いにわかつております。当然民法にも扶養の義務がうとうである。しかしながら、いわゆる家族制度が廃止された今日におきましては、親を見ないむすこはたくさんあります。収入があつても、むすこの方はりっぱに暮らしておつても、つまり親孝行の觀念が、昔で言へば道徳がくずれたといえますが、親を見ないむすこがたくさんある。でありますから、この「扶養することが出来る」といふことは、むすこの方にそれだけの収入があると同時に、親を見ようという意思がむすこになけりや、

お前には相当にやつておるむすこがあるといひましても、金一文も送つてくれぬ、手紙一本よこさぬのむすこ、言う親がある。しかも、そういう例は、最近の社会世相からいって非常に多いので、これは、むすこの方にやはり親を養うという気持がなければならぬと私は思う。この「できる」といふことは、どういふに解釈されますか。

○政府委員(河野雄雄君) 現実に、とにかく新しい制度でございますので、従来どういふふうな生活をしておられたか、まあ子供があつても、その子供に厄介にならぬで、人様の御厄介になつておるといふふうなケースも、これはないことではないと思ひます。その辺は、実情に合うような運営をして参りたいと思つております。子供が、相当収入がある者があつても、絶対にいけないんだというふうな運用はしなくてもいいのじゃなからうか、かように考えております。

○山下義信君 私の大体伺いたいと思ひましたことは、以上の質疑でございますので、運用等の方針につきましても、これは一つの施策の根本方針でありますから、厚生大臣に御所見を伺わなきやないやうな、私は、援護法の立法の趣旨は、言うまでもなく、恩給法でカバーのできないものを、まず最初援護法でやりまして、それで、恩給法の復活しない前に、まず援護法がその役目を果たしまして、恩給法が復活いたしますと、恩給法に漏れるものを援護法でカバーいたしまして、そうしてできるだけ国がこれらの戦争被害者に対してする措置に万遺漏なきを期す

ことが援護法の立法の精神でありまゐる。そこで今回、軍軍属に対して、障害者並びに死亡者遺族に対する措置が行われるに当りまして、比較的その対象者が少数であります。そうしてこれらの対象者は、良い面解決を見ないでおつたところの対象者であります。これが、これらの措置が、今回政府の御努力、関係者の涙ぐましい長い間の要望が、幸うして実現することができまして、これらの措置をしていただきまして、これが、その運用が非常に酷に過ぎるようなことに相なりまして結果、受給者がまことに少数であつたといふことになつておると、私は、せつなくの志が水泡に帰する、あたになるのではないかと、気がするのでございます。従いまして、特にその扶養要件の認定等につきましては、当局におかれまして、十分に意をはらわれ、よく実情に即するよう、この運用の弾力をお持ち下さつて、まあねこの改正案の御趣旨の恩恵と云うと語弊がございするけれども、率直に申しまして、この恩恵に浴し得るよう、漏れるものがないよう、極力御配慮をいたされたいと思ひますが、厚生大臣の御所見を承わつておきたいと思ひます。

○片岡文重君 関連して、質問したいことも二、三あつたのですけれども、また質疑打ち切りの動議が出るの困りますから、あまり質問の方は、ほかの問題はやめまして、今山下さんからのお話がありました点について、私もぜひお願いをしておきたいと思ひるのは、障害年金等について、特に重度の症状にあって、生活に困窮しておるような人々が、生活に困窮しておるがゆゑ

に、十分な医療をするわけにいかない。特にこれは、本法によって新しく適用を受けることになった軍軍属にももちろんあるでしょうが、すでに受給の資格を持っておる人々の中にも、たとえば当然一項症、二項症等に適用せらるべきものが、たまたま途中の医療を廃したり、あるいは十分な医療をしなかつたりして、また届出の、何といひますか、過失等によつて、三項症、四項症で打ち切られておるものもある。そういう人たちは、生活にも困らないし、十分な医療ができるようならば、医療も継続してやつていかれるわけですから、ところが、生活に困りますから、従つて医療の方は二の次になつてくる。そこで、医療は中断をされまして、今度はどうしても耐えられなくなつて、またお医者さんにかかるわけですから。その間が中絶してしまふわけですから。これは、戦争中の原因による発病じゃないのだというふうなことで、認めてもらえない場合がある、継続して。そういうふうな事例を私は二、三承知しております。しかしながら、これを厚生省に持ち込んで、あるいは地方の福祉事務所等に持ち込んで、なかなか法規をたてて、お前は中断をしておるじゃないか。医療を続けておらないのであるからなかつたのである。こういうふうなことで、なかなか取り上げてもらえないようです。こういう問題は、もちろんすべての法律がそうでありまして、特には、この生活の実際法律は、何といつても、この生活の実際をよく調査の上で、たとい恩恵が過ぎて、二、三不正直な者が不当な利益を受けるようなことがあつたとしても、

正常に当然受け得らるべき資格のある者が、たとい一人でも受けられないで、呻吟するといふようなことがあらしめてはならないと私は思うので、そういう意味から、特にせき頓性障害とか結核等、長期にわたる障害者のためには、これは、ぜひできるだけの一つ拡大解釈なり温情のある措置をとつていただいて、救済の方法を講じていただきたい。すでに厚生大臣まで不服の申し立てをするなり、救済の制度は設けられておつても、一ぺん決定をされてしまつと、なかなか申し入れても、

給者のうちで、相当重度の障害を受けながら、生活困窮のゆえに、医療を中断するようなことがある。さらに、その病気が真になおらないために、再発の状況になったとき等に対しまして、ことさらに注意すべきである。また、それらについてあやまちのなきように期せということにつきましては、私もその通りに、今後救済の措置については万遺憾なきを期したいと思ひます。

○委員長(阿具根登君)　ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君)　速記を始め

暫時休憩いたします。
午後零時四十九分休憩

午後一時三十一分開会
○委員長(阿具根登君) 再開いたしま
す。

休憩前に引き続き、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の質疑を行います。

質疑を願います。——他に御発言も

ございませんようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（阿具根登君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお、修正意見等のある方は、討論中にお述べをお願いします。――別に御意見もないよ

めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案の通り可決することに賛成の方は拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長（阿具根登君） 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その

他の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（阿具根登君） 御異議ないと
認めます。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名願います。

多意見者署名
木島 虎藏 勝保 稔
谷口弥三郎 横山 フク

山下	義信	山本	經勝
西岡	ハル	西田	信一
鈴木	万平	中山	福藏

○委員長(阿具根登君) 次に、失業保険法の一部を改正する法律案を議題とす

これより質疑に入るのであります
が、まず、本案の大綱について、政府
委員から御説明願います。

○政府委員（百田正弘君） 失業保険法
の一部改正法律案に關する大綱を、先
般の提案理由説明に補足して、御説明
を申し上げます。

現在、五人未満の事業所は、提案理由説明にもございましたように、推定約十万、被保険者数二百二十万という

ふうに推定されておりますが、失業保険は、現在五人以上の事業所に強制適用にいたしております関係上、五人未

満の事業所に対しては、現在任意加入の制度がございますけれども、現在加入している数は微々たるものでござい

ます。すなわち、現在加入している事業所数は二十八万で、九百八十万の被保険者でございますが、そのうち任意

加入しているものは四万の事業所、九
百の被保険者でございまして、まだ五
人未滿の事業所に対する適用は非常に

少ないのでございます。できるだけこれ
を早い機会に適用を拡大していくとい
うことを目的といたしまして、しかし
ながら、直ちにこれを強制適用にする

ということは、今申し上げましたように、数においても膨大であるということ、あるいはまた、そうした零細事業

所の実態にかんがみまして、直ちに
持っていくことは非常に困難でござい
ますので、本案におきましては、でき

すなわち、最もこれらの事業所で困

の不足という問題であろうかと存ぜられますので、そうした点に關する手續を簡素化することによつて、第一にこれが加入の促進をはからんとするものでございまして、その方法といったしまして、第一には、保険料及び保険金算定の基礎となる賃金に關しまして特

例を設けたことでございます。これは、失業保険の保険金ないし保険料の算定は毎月々々の貸金支払い総額に

よって計算いたします関係上、毎月の支払う賃金に変動がありますので、事業主としては非常に煩瑣にたえないと

て、これらの手数を省きますために、被保険者となるべき者の半数以上の同

意があれば、過去六カ月間の賃金を基礎といたしまして、一年間の間特定賃金月額を――標準報酬的なものでござ

いますが、特定貸金月額というものを創設していく、これによりまして、しかもこれを千円単位ということにいた

しまして、保険料の算定その他の手続を簡素化するということにいたしました次第でございます。もちろん、賃金には変動もございませんので、これは毎年一

回改訂することとしたし、かつ、その期間中においても、非常に賃金の変動がありました場合には、それに応じて

改訂していくと、こういうことにいたしました次第でございます。

期の特例を認めたこととございます。保険料は、毎月支払った賃金に保険料率をかけて払うのでございますが、小規模事業主の払う保険料は、きわめて額としては小さなものでございますので、毎月払う煩瑣な手続を避けまして、

月に一ぺん支払えるような方法を講じた点が第二点でございます。

かように、個々の事業主が失業保険に加入いたします場合に、手続を簡素化したしますと同時に、単にそのみでは事務能力の不足ということが補えませんが、これを団体によって失業保険に関する事項を処理するような制度を創設いたしましたことでございます。

すなわち、中小企業等協同組合法による事業主の団体がその組合員と事業主にかわりまして失業保険の事務を行うということにいたしましたわけでございます。これを失業保険事務組合ということにいたしました。これらの事務組合が労働大臣の認可を受けて、組合員たる事業主にかわって保険料その他の手続を行う。その場合に、この失業保険事務組合は、単なる代理人というばかりでなく、一定の責任を負うことになった次第でございます。

さらに、これらの失業保険事務組合が組合員のために保険料の納付等を行います場合に、その納付の成績が良好である場合には、これに対して報奨金を交付するというようにして、この制度の促進をはかろうとしたことでございます。

以上のような措置によりまして、できるだけ詳細な事業主の事務手続を簡素化したしまして、五人未満の事業所の失業保険加入を促進したいと存ずるのでございますが、しかしながら、実情をいたしまして、現在五人以上の当然適用の事業主でありまして適用漏れになっておるのが、推定十七万事業所程度あるわけでございます。五人未満にまで適用を拡大する以上は、

この五人以上のところで適用漏れになっておるといふところをできるだけなくしていくというのが必要であらうかと存じますが、その一つの現在障害になっておることは、五人以上の事業主でございますが、これが適用漏れだといふことが発見されました場合には、少くとも二年前にさかのぼって、まとめて保険料を納付しなければならぬというところになっておるのでござい

ます。これに対しては、現在分割あるいは延納等の措置を認めておりませんが、これらのものが積極的にそうした届出がしやすいように、第一に、これらの納期につきましては、さかのぼって保険料を徴収する場合には、この保険料の分割あるいは延納の制度を認めたことでございます。

第二にいたしまして、できるだけすみやかなる機会に、こうした適用漏れのもの、経過的に、この法律の施行後約五十年、すなわち昭和三十八年三月三十一日までの間に届出たものにつきましては、特にこの二年の期間を一年に短縮する、一年分だけでよろしい。しかも、なおかつこれには延納分割を認めるというふうな特例を設けたことでございます。

以上のような措置によりまして、五人未満の事業所の任意加入を促進しますと同時に、適用漏れになっておるこの事業所の届出を促進することにしたのでございますが、その場合におきまして、五人未満の事業所に雇用される労働者が任意加入を希望し、あるいはまた適用漏れの事業所に雇用される労働者が失業保険の資格者であるといふことを届け出た場合にも、こ

れを理由にして事業主が不当、不利な取扱いをしてはならないということを取定いたしました。できるだけこうしたことの、脱税のないような措置を講じた次第でございます。

以上がこの改正法律案の大要でございます。以上がこの改正法律案の大要でございます。

○委員長(阿真根登君) 御質疑を願います。

○山本経勝君 二点ばかり伺いをしておきたいのですが、今お話のあった提案理由の説明によりますと、当然適用を受けるべき事業所、これは、正確な数字はわからぬと思いますが、大体推計どくくらいな事業所があつて、従業員数はどれくらいあるか、わかつておりますか。

○政府委員(百田正弘君) ただいま申し上げましたように、現在適用いたしておられますのが二十八万事業所でございます。そのうち任意加入のものが、今申し上げましたように、二十四万程度が現在五人以上で加入している数字でございます。われわれの推定におきましては、適用漏れがそのほかに十七万事業所程度ある。こういうふうな推定しております。

○山本経勝君 十七万事業所で、従業員の数は大体わかりませんか。

○政府委員(百田正弘君) 十七万事業所で、約百十五万人というように推定いたしました。その点はわかりました。

それからもう一点は、保険事務の取扱について、中小企業協同組合法による団体と、一応これは限定をしたものなんでしょうか。そうではなくて、その他、事業所でこの種の協同組合もしくは協同組合の連合会と、こういう団体をも含めておるのですか。

○政府委員(百田正弘君) これは、この事業協同組合に限定した趣旨ではございませぬ。事業主の団体であればよろしいというところでございます。

○山本経勝君 そうしますと、たとえ一応この失業保険事務組合なるものが中小企業協同組合法によるものがあるいはその他これに類似の事業所の組合あるいは団体、これは何でもよろしい、ただ労働大臣の認可を受けてや、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(百田正弘君) さようでございませぬ。

○山本経勝君 わかりました。

○松澤清介君 良好な失業保険事務組合に対して報奨金を交付するという規定を設けておるようですが、この保険料の納入の状態というのはどういう工合になっておりますか。

○政府委員(百田正弘君) 保険料の納付の状態でございますが、失業保険においては、年間九六%ないし七%という状況でございます。

○松澤清介君 やはりこういう報奨金制度というふうなものを設けないと、保険料の徴収というものは悪いものなんでしょうか、どうなんでしょうか。これを設けたその趣旨といふんですか、やはりそういう報奨金を設けた方が、よりよい保険料の徴収ができるというお見込みでございませぬかと存じます。

○政府委員(百田正弘君) 今の御指摘の通り、失業保険の保険料等の納付成績が悪いという問題だろと思つておりますが、現在の状況についてみましても、やはり大規模の事業主につきましては、百パーセント近くの納付成績でございます。規模が小さくなるに従つて納付率が、徴収率が悪いのでございませぬ。特にこうした五人未満の事業主と申しますのは、先ほど申し上げましたように、非常に数が多うございませぬ。従つて、これを完全徴収するとか、強制権をもつて完全徴収するとかいうことになりまして、大へんな行政事務になるわけでございます。しかも、事業主の側から申し上げまして、だといふようなことで、この事務組合の制度を設けたわけでありませぬ。従いまして、この事務組合が事業主にかつて自分の組合員の保険料を集めて納めてくれる、それによりまして一定の保険料の納付成績をあげてくれるといふことは、国としても非常にこれは望

ましいこととございまして、そうして反射的利益を受けるのでございまして、それに対して、国として報奨的にこれに報奨金を交付する、こういうふうにした次第でございまして。

○松澤靖介君 報奨金の額といいますが、年にどれくらいになっておりますか。

○政府委員(百田正弘君) これは、今後政令を定める段階におきまして協議いたすことになっておりますが、われわれは、大体保険料の五、六%程度、五%前後ということを考えております。

○松澤靖介君 この失業保険法の今度の改正によりまして、事業主に強制適用というのを考えずに、任意加入というふうな制度をとっておるようですが、この点について、当局として指導なりあるいは鞭撻といいますが、そういう意味において、だんだん毎年多くなっている傾向がどのくらいの割合にありますか。数字的に一つ示していただきたい。

○政府委員(百田正弘君) われわれがこの法律案を出しましたゆえんのものも、できるだけ五人未満の事業所に適用を拡大していきたい。そうして強制適用まで持っていきたいということを考えておるわけでありまして。従来の過去十年におきまして、十年前から、実は五人未満のものも任意加入の制度がございましたけれども、なかなか、実際問題としては、先ほど申し上げましたように、四万事業所九万人程度でございまして、その根本原因をいろいろ検討いたしました結果、第一の大きな問題としまして、事務能力の問題がございまして、まずそれから解決

してかかろうというのが本案の趣旨でございまして。

○委員長(阿具根登君) 他に御発言もございせんようですか。……

○藤田藤太郎君 一つだけちよつと、特定賃金月額といふものはどういふものかというのを一つ教えていただきたい。

○政府委員(百田正弘君) 特定賃金月額と申しますのは、趣旨につきましては先ほど申し上げましたが、この計算は、過去六カ月間の賃金、これは、健康保険等の場合と違ひまして、臨時の給与、賞与付きなら賞与付きの分も全部入るわけにございまして。失業保険がちょうど過去六カ月分のものをものといたしまして保険金を支給して参る関係上、これと歩調を合せまして、過去の六カ月間の実際の賃金として、もつたものの平均、これを一カ月分に持つていく、こういう考え方でございまして。

○山下義信君 私は、質疑ではありませんが、この際、政府に要望いたしておきます。今回の失業保険法の改正案、五人未満の零細企業に対してこれをやっていたといたすことは、非常にわれわれとして賛意を表します。これは率直に言ひまして、労働省が五人未満の対象に対して手をつけたということは、私は、一つの勇気をふるって決行したことと了解しております。御承知のごとく、いまだに健康保険その他、五人未満の零細企業の労働者に対する社会保障の諸制度の適用については、その対象者の獲得の困難、また事務分量の非常な複雑性、またその量の大きさ等について、関係官庁においてはちやうちよしておるところであつ

た。これが今回、失業保険がこの零細企業に向つて手を伸ばしていくということ、これは、実は、先頭を切つたというか、非常に注目すべき施策であると思ひます。このことがうまうま所期の効果を上げるかどうかといふことは、あらゆる関係制度について非常に大きな影響を及ぼすので、ぜひ私は成功していただきたいと思ひます。従ひまして、この組合の運営、今、報奨金の問題等もありましたが、これは事務費の性質であらうと承知しておりますが、この組合の運営、またその責任性のあり方、それから、それに参加している事業主は言ひまでもなく、被保険者の対象者等の関係その他、できるだけ一つ成功を私は祈らざるを得ないのです。どうか一つ運用につきましては、十分注意を払われまして、熱意を傾けられまして、一つ成功せられるように御努力をお願いしたいということを要望いたしておきます。

○委員長(阿具根登君) 他に御発言もございせんようですか。質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願ひます。他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願ひます。他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願ひます。他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

それでは、これより、失業保険法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は、挙手を願ひます。

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございまして。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。

それから、報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
木島 虎藏 勝俣 稔
谷口弥三郎 横山 フク
鈴木 万平 中山 福藏
西岡 ハル 西田 信一
山下 義信 山本 經勝
片岡 文重 松澤 靖介
藤田藤太郎 坂本 昭
田村 文吉

○委員長(阿具根登君) 速記をとめて下さい。

○委員長(阿具根登君) 速記を始めて下さい。

○委員長(阿具根登君) 再開いたします。この際、諸願の審査についてお諮りいたします。

本委員会へ付記されました諸願の審査については、その数多数のため、あらかじめ調査室において内容の下審査を行わしめておつたのでございまして、その結果、左記の諸願は、いずれも採択して内閣へ送付を要すべきものと認め、残余の諸願は、さらに審査を行うを要するものとなっております。

その番号は、専門員をして報告いたさせます。

○専門員(増本甲吉君) 五百三十号、千六百七号、千二百五十七号、十二号、百三十号、四百三十六号、二百四号、四百三十四号、四百六十三号、四百六十七号、千二百八十一号、千二百八十九号、千三百三十号、千三百三十一号、千三百二十六号、千三百八十七号、千三百四十三号、千三百六十五号、千四百三十八号、千四百三十九号、千四百九十九号、三百七十九号、二百八十八号、五百十九号、八百九十四号、八百九十五号、四百八十八号、千三百四十一号、千三百四十号、千三百八十四号、千四百二十七号、千四百八十七号、五百二十号、千七百十号、千四百四十一号、千四百九十七号、千六百八十八号、千三百三十九号、千三百八十六号、千四百三十二号、千四百九十四号、千三百二十一号、千三百三十八号、千三百四十二号、千三百八十五号、千四百号、千四百四十二号、千四百四十四号、千四百九十五号、千五百八号、八百八十七号、三百六十九号、三百八十五号、三百九十五号、四

午後一時五十五分休憩
午後三時十六分開会

百四十九号、四百六十六号、五百二十二号、五百六十六号、六百四十八号、九百九十号、千三百六十三号、千四百八十二号、千七百六十六号、二千二百号、二百五十五号、千九百六十二号、千六百九十九号、千三百四十六号、千三百四十七号、千三百九十二号、千三百九十三号、千四百五十五号、千四百三十四号、千四百三十五号、千四百三十六号、千四百六十二号、千四百八十八号、千六百二十一号、千三百三十四号、千三百四十八号、千三百八十九号、千三百四十四号、千三百四十五号、千三百九十一号、千三百二十三号、千三百九十四号、千四百九十一号、千五百十七号、千三百五十二号、千三百五十三号、十一号、三百七十八号、五百二十一号、千三百三十五号、千四百三十三号、四百五十二号、千三百十九号、千三百四十八号、千四百四十号、千四百九十九号、千三百九十七号、千三百二十四号、千三百三十二号、千三百二十号、二百六十六号、三百三十五号、千二百十号、三百九十六号、四百三十五号、四百三十三号、三百九十九号、五百六十五号、百九十五号、千五百九十六号、千三百二十七号、千三百八十号、千四百四号、千四百八十八号、千三百二十九号、千三百六十四号、千四百二十八号、千四百二十九号、千三百二十八号、千五百十六号、千二百五十三号、百四十一号、合計百三十件。

○委員長(阿具根登君) たいと存しますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。午後三時三十分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、最低賃金法案(予備審査のため)の付託は二月二十一日)

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(第一七三六号)

(第一七五三号) (第一七八一号)

(第一七八七号) (第一八二二一)

一、地方衛生研究所に関する立法措置の諸願(第一七八〇号) (第一七九八号) (第一七九九号) (第一八二二二) (第一八二三号)

(第一八二四号) (第一八二五号)

(第一八三八号) (第一八三九号)

(第一八四〇号) (第一八四一号)

(第一八四二号) (第一八四三三)

(第一八四四号) (第一八五三三)

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する諸願(第一八〇〇号)

一、ヘルス健康器による健康保全の諸願(第一八一九号)

一、生活保護法の一部改正に関する諸願(第一八二〇号)

第一七三六号 昭和三十三年四月十一日受理

一、日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願

諸願者 東京都江東区白河町四ノ六 内海ときよ

紹介議員 市川 房枝君

昭和二十二年法律第二十七号により医業類似行為を規制し、民間で電気治療を業として行ふことを禁止(現業者は昭和三十四年以降)したが、民間電気治療中には野一色熱電氣治療のごとき、歴史も古く治療効果も定評があり、これを禁止すると患者が困惑するものもあるから、現在の電気治療においては微弱電流を用い危険性や弊害が全くない実情を勘案されて、民衆に深く信頼され広く利用されている民間電気治療の業務が、従来どおり継続できるように前記法律を改正せられたとの諸願。

第一七五三号 昭和三十三年四月十一日受理

一、日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(一通)

諸願者 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦 生駒清二 外一名

紹介議員 野村吉三郎君

この諸願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八一号 昭和三十三年四月十一日受理

一、日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(一通)

諸願者 千葉県銚子市新生二ノ一五〇 鈴木一郎外九名

紹介議員 伊能繁次郎君

この諸願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八七号 昭和三十三年四月十一日受理

一、日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(百通)

諸願者 青森県黒石市石名坂村佐藤フデ外九十九名

紹介議員 笹森 順造君

この諸願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八〇号 昭和三十三年四月十一日受理

一、日受理

地方衛生研究所に関する立法措置の諸願

諸願者 岡山市門田文化町一、二九二 北村直次

紹介議員 神原 亨君

地方衛生研究所は、都道府県が行う公衆衛生行政の科学技術的中核機関であるにもかかわらず、施設、人員共に弱体で、とうてい時代に即応した効果的な活動ができず、また、地方財政の關係もあり府県間の懸隔著しく、国民保健上憂慮に堪えないから、すみやかに地方衛生研究所法を制定し、はなはだししい不均衡を是正するとともに、内容の充実、機能の強化を図られたいとの諸願。

第一八二二一号 昭和三十三年四月十六日受理

一、日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願(六通)

諸願者 大分県佐伯市港區三、五三五 朝来野甚平外七名

紹介議員 一松 定吉君

この諸願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八五四号 昭和三十三年四月十七日受理

一、日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する諸願

諸願者 横浜市神奈川区泉町九氏家忠外四名

紹介議員 赤松 常子君

この諸願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八九号 昭和三十三年四月十五日受理

一、日受理

地方衛生研究所に関する立法措置の諸願

諸願者 徳島市南仲之町三丁目米村英彦

紹介議員 紅露 みつ君

この諸願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一七九九号 昭和三十三年四月十五日受理

一、日受理

地方衛生研究所に関する立法措置の諸願

諸願者 山梨県甲府市錦町四山梨県立医学研究所内 三井四郎

紹介議員 吉江 勝保君

この諸願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八二二二号 昭和三十三年四月十六日受理

一、日受理

地方衛生研究所に関する立法措置の諸願

諸願者 埼玉県大宮市宮町四ノ一四八埼玉県薬剤師協会 会内 成島富平

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八二三号 昭和三十三年四月十六日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 埼玉県大宮市東町一ノ四四社団法人埼玉県助産婦会長 吉田アヅマ

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八二四号 昭和三十三年四月十六日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 埼玉県浦和市仲町三ノ七九 深谷昌

紹介議員 大沢 雄二君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八二五号 昭和三十三年四月十六日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 埼玉県浦和市大字五圓七二九社団法人埼玉県獣医師会長 大津隆紹

紹介議員 國枝 久蔵君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八三八号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 東京都新宿区百人町四

ノ五三九都立衛生研究所内 飯田信子
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八三九号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ五三九都立衛生研究所内 杉山静子

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八四〇号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 東京都世田谷区砧町二八三 平山辰夫

紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八四一号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町六六 松山達夫

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八四二号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ五三九都立衛生研究所内 入江新吉

紹介議員 榎原 亨君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八四三号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ五三九都立衛生研究所内 山内大介

紹介議員 横山 フク君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八四四号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ五三九都立衛生研究所内 榎山辰雄

紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八五三号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根村大字旗井二〇七 橋本幸雄

紹介議員 天田 勝正君
この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八五五号 昭和三十三年四月十七日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請願

請願者 群馬県桐生市西堤町二、五一四ヘルス活力原研究所内 薄井利兵衛

第一八〇〇号 昭和三十三年四月十五日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市石岡町七二岡山県海外引揚者連盟内岡崎寿太郎

紹介議員 榎原 亨君
昭和三十三年五月十七日に施行された引揚者給付金等支給法は、立法の精神からして三つの矛盾があり、これをそのまま存続させることは人道に及び国民の生活に及ぼす影響が甚大であり、現在及び将来にわたつて国民心理の上に大きな不信を残すこととなるから、本法を改正して、(一)第二条第一項に「六箇月以上本邦以外の地域に生活の本拠を有していた者」とあるのを単に「昭和二十年八月十五日までに引続き本邦以外の地域に生活の本拠を有していた者」と改めること、(二)第六条を削除すること、(三)第八条第三号の「昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者で死亡の当時二十歳以上であつたもの」を「昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者」と改めること等の実現を期せられたいとの請願。

第一八一九号 昭和三十三年四月十六日受理
ヘルス健康器による健康保全の請願

請願者 群馬県桐生市西堤町二、五一四ヘルス活力原研究所内 薄井利兵衛

紹介議員 伊能 芳雄君
過去幾多の文献や先賢によつて酸素オゾンの重要性が叫ばれ、かつての大村

定吉博士は内科医に酸素併用とを医療の本義であると発表されたのであつたが、最近の医業者はこれを異端者なりと称し、政府当局までが調査も実験もせず実証をあげての請願を黙殺している実情は人類社会の最大不幸事であるから、この活性酸素の発生器として最も卓越したヘルス健康器をもつて国民の健康保全に資せられるよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八二〇号 昭和三十三年四月十六日受理
生活保護法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡蕨町長 高橋庄次郎外三十四名

紹介議員 大沢 雄二君
地方公共団体において施行する養老年金、母子年金等の収入は、生活被保護者の収入に加算しないよう生活保護法の一部を改正せられたいとの請願。

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、結核医療法案(坂本昭君外七名発議)

結核医療法案

結核医療法

(目的) この法律は、国の責任において結核の医療を行うことによつて結核患者に対する医療の普及及び徹底を図り、もつて結核患者の急速かつ徹底的な減少を期することを目的とする。

(地方公共団体及び医師等の義務)
第二条 地方公共団体及び医師その他の医療関係者は、国がその責任

において行つて結核の医療に協力し
なければならぬ。

(医療の給付)

第三条 国は、結核患者に対し、結
核の医療の給付を行ふ。

2 結核の医療の給付は、次条第一
項の規定により指定された病院若
しくは診療所又は薬局（以下「指
定医療機関」という。）に委託し
て行ふものとする。

(指定医療機関の指定)

第四条 厚生大臣は、国が開設した
病院若しくは診療所又は薬局につ
いて、その主務大臣の同意を得
て、都道府県知事は、その他の病
院若しくは診療所又は薬局につ
いて、開設者の申請により、前条に
規定する医療を担当させる機関を
指定する。

2 前項の指定の基準は、厚生大臣
が、結核予防法（昭和二十六年法
律第九十六号）に規定する結核予
防審議会の意見を聞いて定める。

(指定医療機関の診療基準等)

第五条 指定医療機関は、結核の医
療を行うについては、厚生大臣が
結核予防法に規定する結核予防審
議会の意見を聞いて定める診療基
準によらなければならない。

2 指定医療機関は、結核の医療に
ついて、厚生省令の定めるところ
により、厚生大臣又は都道府県知
事の指導に従わなければならない。

(指定医療機関の取消)

第六条 指定医療機関が次の各号の

いずれかに該当する場合において
は、厚生大臣が指定した指定医療
機関にあつては厚生大臣、都道府
県知事が指定した指定医療機関に
あつては都道府県知事は、その指
定を取り消すことができる。

一 前条の規定に違反したとき。
二 結核の医療の給付に要する費
用の請求について不正の行為が
あつたとき。

三 診療科名の変更等により結核
の医療を行うについて不適当で
あると認められるに至つたと
き。

四 第十一条第一項の規定により
報告又は診療録その他の帳簿書
類の提出若しくは提示を命ぜら
れてこれに従わず、又は虚偽の
報告をしたとき。

五 当該指定医療機関の開設者又
は従業者が、第十一条第一項の
規定により出頭を求められてこ
れに応ぜず、同項の規定による
質問に対して答弁せず、若しく
は虚偽の答弁をし、又は当該職
員の同項の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避したと
き。ただし、当該指定医療機関
の従業者がその行為をした場合
において、その行為を防止する
ため当該指定医療機関において
相当の注意及び監督が尽された
ときを除く。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、
前項の規定により指定を取り消
す場合には、当該指定医療機関の
開設者に対して、弁明の機会を与
えなければならない。この場合に
おいては、あらかじめ、書面をも

つて、弁明をなすべき日時、場所
及び当該処分をなすべき理由を通
知しなければならない。

(指定医療機関の医療費の請求及
び支払)

第七条 指定医療機関が結核の医療
の給付に要した費用を国に対し請
求したときは、国は、その請求に
基き、当該費用を支払ふものとす
る。

2 前項の医療の給付に要した費用
の額は、厚生大臣の定めるところ
により算定するものとする。

第八条 指定医療機関は、前条第一
項の請求をする場合には、当該医
療に係る患者が医療を要する結核
患者である旨の都道府県知事の認
定書を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の認定書
を交付する場合には、当該患者の
住所地を管轄する保健所に置かれ
た結核診療協議会の意見を聞かな
ければならない。

3 第一項の認定書は、当該請求に
係る医療の開始の日から六月間そ
の効力を有するものとする。

第九条 国は、指定医療機関から結
核の医療の給付に要した費用の請
求があつたときは、第五条第一項
に規定する診療基準及び第七条第
二項に規定する費用の額の算定方
法に照らして審査した上、支払う
ものとする。

第十条 この法律に規定するものの
ほか、指定医療機関の結核の医療
の給付に要した費用の請求及びそ
の支払に關して必要な事項は、厚
生省令で定める。

(指定医療機関の報告等)

第十一条 厚生大臣又は都道府県知
事は、医療の給付に關し必要があ
ると認めるときは、指定医療機関
に対し報告若しくは診療録その他の
帳簿書類の提出若しくは提示を
命じ、指定医療機関の開設者若し
くは管理者、医師、薬剤師その他
の従業者に対し出頭を求め、又は
当該職員に關係者に対して質問さ
せ、若しくは指定医療機関につい
て設備若しくは診療録、帳簿書類
その他の物件を検査させることが
できる。

2 前項の規定による質問又は検査
を行う場合においては、当該職員
は、その身分を示す証明書を携帯
し、かつ、關係者の請求があると
きは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯
罪捜査のために認められたものと
解釈してはならない。

(医療費の支給)

第十二条 国は、結核患者が急迫し
た事情のためやむを得ないと認め
られる場合において、指定医療機
関以外の病院若しくは診療所又は
薬局において結核の医療を受けた
ときは、当該患者又はその保護者
（親権者）若しくは後見人をい
う。）の申請により、当該医療に要
した費用の額に相当する額の医療
費をその者に支給する。

2 前項の医療に要した費用の額の
算定については、第七条第二項の
規定を準用する。ただし、その額
は、現に医療に要した費用の額を
こえることができない。

3 第一項の申請は、当該患者の住
所地を管轄する保健所長を経由
し、都道府県知事に対してしなけ
ればならない。

4 都道府県知事は、前項の申請に
対して決定をするには、当該患者
が医療を要する結核患者であるか
どうかについて、当該保健所に置
かれた結核診療協議会の意見を聞
かなければならない。

(結核診療協議会)

第十三条 都道府県知事の諮問に
応じ、第八条第二項の認定書の交付
及び前条第四項の決定に關し必要
な事項を審議させるため、各保健
所に結核診療協議会を置く。

2 結核診療協議会は、都道府県知
事の監督に属する。

(構成)

第十四条 結核診療協議会は、委員
五人で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及
び結核の医療に關し学識経験のあ
る医師のうちから、都道府県知事
が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員（関係行政機関の職員のうち
から任命された委員を除く。）の
任期は、二年とする。

(政令委任)

第十五条 この法律に規定するもの
のほか、議事の手続その他結核診
療協議会の運営に關し必要な事項
は、政令で定める。

(社会保険及び生活保護との関係)
第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する保険者及び国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)、市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に規定する共済組合は、結核の医療については、給付をなすことを要しない。
2 結核の医療については、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による医療扶助は行わない。
(結核療養所の設置及び拡張の勧告)
第十七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市その他必要と認める地方公共団体に対して、結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。以下同じ。)の設置及び拡張を勧告することができる。
(国庫の補助)
第十八条 国庫は、政令の定めるところにより、前条の規定により厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置又は拡張を勧告した結核療養所の設置、拡

張及び運営に要する費用の二分の一を補助しなければならない。
第十九条 国庫は、都道府県又は市町村に対して、政令の定めるところにより、その開設する結核療養所(第十七条の規定により厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く。)の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。
第二十条 国庫は、結核療養所を開設する営利を目的としない法人に対して、政令の定めるところにより、その結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一以内を補助することができる。
2 前項に規定する法人が社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する社会福祉法人であるときは、同法第五十六条第二項から第四項まで(監督)の規定を準用する。
(保健所を設置する市の特例)
第二十一条 保健所を設置する市にあつては、第八条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第三項及び第四項、第十三条並びに第十四条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替へるものとする。
(大都市の特例)
第二十二条 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」といふ。)においては、政令

の定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に關する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。
(罰則)
第二十三条 結核診療協議会の委員又はその職にあつた者が、その職務執行に關して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当な理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
(結核予防法の一部改正)
2 結核予防法の一部を次のように改正する。
目次中「医療」を「削除」に改め、「及び結核診療協議会」を削除。
第一条中「及び結核患者に対する適正な医療の普及」を削除。
第二条中「及び結核患者の適正な医療」を削除。
第二十九条第二項中「第六十条」を「結核医療法(昭和三十三年法律第三十号)第二十條」に改める。
第六章を次のように改める。
第六章 削除
第三十三条から第四十三条まで削除
第七章の章名を次のように改める。

第七章 結核予防審議会
第四十八条から第五十条までを次のように改める。
第四十八条から第五十条まで 削除
第五十一条第七号から第九号までを削除。
第五十二条中「市町村」の下に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加える。
第五十七条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。
第五十九条から第六十一条までを次のように改める。
第五十九条から第六十一条まで 削除
第六十二条中「若しくは予防接種の実施の事務に従事した者又は結核診療協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行」を「又は予防接種の実施の事務に従事した者が、その実施」に改める。
第六十八条中「第三十四条第二項及び第三項、第四十二條第一項、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條第二項、」を削り、「第三十四條第一項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十八條、第四十一條第一項、第四十二條第二項並びに」を「及び」に、「第七号まで及び第九号」を「第六号まで」に改める。
第六十九条中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。
3 この法律の施行の際現に改正前

の結核予防法(以下「旧法」といふ。)第三十六条第一項の規定により指定されている指定医療機関は、この法律の施行後六月間は、第四条第一項の規定により指定された指定医療機関とみなす。
4 この法律の施行前に旧法第三十四条第一項又は第三十五条の規定によりなされた医療については、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現に旧法第三十四条第一項の規定により都道府県がその医療の費用を負担すべきものとされている結核患者の医療に要した費用を第七條第一項の規定により請求する場合には、第八條第一項の規定による認定書は、添付することを要しない。ただし、旧法第三十四条第一項に規定する申請をした日から六月を経過した日以後における医療に要した費用については、この限りでない。
6 この法律の施行前に旧法第三十三條の規定により厚生大臣が地方公共団体に対してした勧告は、第十七條の規定により厚生大臣が地方公共団体に対してした勧告とみなす。
7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
8 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第三項」を「結核医療法

(昭和三十三年法律第 号) 第九條第二項に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第三号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を「結核医療法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を「結核医療法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
第七十二條の十七第一項中「結核予防法」を「結核医療法」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
11 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十四條及び第三十五條」を「結核医療法(昭和三十三年法律第 号)第三條」に改める。

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民年金法案(衆)

国民年金法案
国民年金法
目次
第一章 総則(第一條―第十四條)

第二章 国民年金保険
第一節 通則(第十五條―第三十六條)

第二節 一般国民年金保険(第三十七條―第四十三條)

第三節 労働者年金保険(第四十四條―第六十二條)

第三節 特別国民年金
第一節 養老年金(第六十三條―第六十七條)

第二節 母子年金(第六十八條―第七十三條)

第三節 身体障害者年金(第七十四條―第七十九條)

第四章 審査の請求(第八十條―第八十八條)

第六章 罰則(第八十九條―第九十二條)

附則
第一章 総則
第一條 この法律は、国民の生活の安定と福祉の向上を図るため、国民の老齢、廃疾又は死亡等について年金を支給するための国民年金の制度について定めることを目的とする。

(国民年金の制度の種別)
第二條 国民年金は、国民年金保険及び特別国民年金とする。
(国民年金審議会への諮問)
第三條 厚生大臣は、国民年金事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。
(年金を受ける権利の裁定)
第四條 年金を受ける権利は、その

権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

(年金の支給期間及び支払期月)
第五條 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、年金の支給を受ける権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの間は、支給しない。

3 年金は、月割計算とし、毎月、その月分を支払うものとする。

(年金を受ける権利の受継)
第六條 年金の受給権者が死亡した場合において、その者がその死亡のときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金を請求することができる。

2 年金の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金の支給を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位

の相続人が数人あるときは、その一人のした年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした年金を受ける権利の裁定又は支給は、全員に對してしたものとみなす。

(併給の調整)
第七條 老齢年金、廃疾年金、遺族年金、養老年金、母子年金及び身体障害者年金のうち二以上の年金又は二以上の遺族年金を同一人に對し同時に支給すべき場合には、次の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。

一 年金の額が異なるときは、高額の年金
二 年金の額が同じであるときは、厚生大臣の定める一の年金
又は三級に該當する場合の廃疾年金と遺族年金を同一人に對し同時に支給すべき場合には、前項の規定にかかわらず、これらの年金を併給する。ただし、その併給すべき額がその者の廃疾の程度が別表に定める一級に該當するものとした場合の廃疾年金の額に相當する額をこえるときは、遺族年金は、政令で定めるところにより、そのこえる額に相當する額につき、その支給を停止する。

3 前二項の規定の適用については、同一人に係る一般国民年金保険の老齢年金と労働者年金保険の老齢年金、同一人に係る一般国民年金保険の廃疾年金と労働者年金保険の廃疾年金及び同一人の死亡に係る一般国民年金保険の遺族年金と労働者年金保険の遺族年金とは、それぞれ、一の年金とみなす。
(年金の額の變更)
第八條 厚生大臣は、生計費その他の諸事情の變化により、年金の額を百分の十以上増減する必要があると認めるときは、国民年金審議

會の意見を聞いて、その變更に關し必要な手続をとらなければならない。

(損害賠償請求權)
第九條 政府は、年金を支給すべき事由が第三者の行為によつて生じた場合において、年金を支給したときは、その支給した金額の限度で、受給権者が第三者に對して有する損害賠償の請求權を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その償額の限度で、年金の支給をしないことができる。

(受給權の保護及び公課の禁止)
第十條 年金を受ける權利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 租税その他の公課は、年金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(時効)
第十一條 年金を受ける權利は、七年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に關する規定を準用する。

(期間の計算)
第十二條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に關する規定を準用する。

(印紙税の非課税)
第十三條 国民年金に關する書類に

は、印紙税を課さない。

(無料証明)

第十四条 行政庁又は受給権者は、その行方年金の支給又はその支給を受ける年金に關し必要な範圍内において、國、市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料證明を求めることができる。

第二章 国民年金保険

第一節 通則

第十五条 国民年金保険は、政府が、管掌する。

(国民年金保険の種類)

第十六条 国民年金保険は、一般国民年金保険及び労働者年金保険とする。

(被保険者期間の計算)

第十七条 被保険者期間を計算する場合に、月によるものとする。

(保険給付の種類)

第十八条 国民年金保険の保険給付は、次のとおりとする。

一 老齢年金

二 廃疾年金

三 遺族年金

(端数処理)

第十九条 保険給付を受ける権利を裁定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(老齢年金の受給権者)

第二十条 老齢年金は、被保険者で

あつた者が六十歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳から五十九歳までの者が政令で定めるところにより月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給し、六十歳に達した者が政令で定めるところによりその者の六十歳から六十五歳までの間にある月を指定して繰下請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

2 被保険者期間中通算して十五年以上政令で指定する業務に従事した被保険者であつた者に対する老齢年金は、前項の規定にかかわらず、五十五歳に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五歳に達した者が政令で定めるところによりその者の五十六歳から六十歳までの間にある月を指定して繰下請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

(老齢年金の受給権の消滅)

第二十一条 老齢年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(廃疾年金の受給権者)

第二十二条 廃疾年金は、被保険者又は被保険者であつた者が別表に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その廃疾の程度に応じて、その者に支給する。

(廃疾年金の併給の調整)

第二十三条 廃疾年金の受給権者に對してさらに廃疾年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

(廃疾年金の額の改定)

第二十四条 厚生大臣は、廃疾年金の受給権者について、その廃疾の程度を調査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じ、廃疾年金の額を改定することができる。

2 廃疾年金の受給権者は、厚生大臣に對し、廃疾の程度が増進したことによる廃疾年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、廃疾年金を受ける権利を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければすることができない。

4 第一項の規定により廃疾年金の額が改定されたときは、改定後の額による廃疾年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(診断)

第二十五条 厚生大臣は、必要があるとき、廃疾年金の受給権者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の廃疾の状態を診断させることができる。

(廃疾年金の支給の制限)

第二十六条 廃疾年金は、故意に、

廃疾又は廃疾の直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、支給しない。

2 重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わないことにより、廃疾若しくは廃疾の原因となつた事故を生ぜしめ、又はその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、廃疾年金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 廃疾年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わないことにより、その廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第二十四条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことができる。

第二十七条 廃疾年金は、その受給権者が次の各号の一に該当する場合に、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 正当な理由がなく、第二十五条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

二 故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わないことにより、その廃疾の回復を妨げたとき。

(廃疾年金の受給権の消滅)

第二十八条 廃疾年金を受ける権利は、第二十三条第二項の規定によ

つて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(遺族年金の受給権者)

第二十九条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

(遺族の範囲)

第三十条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹で、被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。ただし、子、孫及び弟妹にあつては、二十歳未満の者で婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていないものに限る。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

(遺族の順位)

第三十一条 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母を先にして実父母を

後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の養父母を後にする。

第三十二条 前条の規定により遺族年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その遺族年金は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により遺族年金を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその遺族年金を等分して支給する。

第三十三条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子(子が、受給権者であつて、かつ、一人である場合を除く)が、次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

(遺族年金の額の改正)

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者と親族関係が終了したとき。
- 五 二十歳に達したとき。
- 六 胎児である子が出生したとき。

(遺族年金の支給の制限)
第三十四条 遺族年金は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者
二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者
三 被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族年金の受給権者となつた者を故意に死亡させた者
第三十五条 遺族年金の受給権者が、一年以上所在不明である場合において、同順位者があつたときは、同順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができ、その停止期間中、その遺族年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の受給権の消滅)

第三十六条 遺族年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 第三十三条第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 子、孫又は弟妹が二十歳に達したとき。
- 三 他の受給権者を故意に死亡させたとき。

2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて、

後順位者があつたときは、遺族年金は、その者に支給する。

第二節 一般国民年金保険(被保険者)

第三十七条 二十歳から五十四歳までの者で労働者年金保険の被保険者以外のものは、一般国民年金保険の被保険者とする。

(被保険者期間)
第三十八条 一般国民年金保険の被保険者期間は、二十歳に達した日の属する月から起算し、五十五歳に達した日の属する月の前月で終るものとする。ただし、その間に、労働者年金保険の被保険者期間があつたときは、その期間を除く。

(老齢年金の額)
第三十九条 老齢年金の額は、八万四千円に一般国民年金保険の被保険者期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 第二十条第一項ただし書の規定により繰上請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を減額するものとする。

(廃疾年金の額)
第四十条 廃疾年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合の廃疾年金にあつては、八万四千円にその者が二十歳に達した日の属する月から廃疾年金を受ける権利を取

得した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「廃疾前の被保険者期間」という。)

のうちの一般国民年金保険の被保険者期間の月数を廃疾前の被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額

二 廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合の廃疾年金にあつては、前号に規定する廃疾年金の額の百分の七十五に相当する額

三 廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合の廃疾年金にあつては、第一号に規定する廃疾年金の額の百分の五十に相当する額

(遺族年金の額)

第四十一条 遺族年金の額は、四万二千円に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子(子が受給権者であるときは、受給権者である子のうち一人を除いた子。以下第四十八条において同じ。)一人につき一万四千四百円を加算した額に、死亡した者の一般国民年金保険の被保険者期間の月数をその者が二十歳に達した日の属する月から死亡した日の属する月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「死亡前の被保険者期間」という。)の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(一般国民年金保険税)
第四十二条 一般国民年金保険事業に要する費用に充てるため、一般国民年金保険の被保険者の属する世帯の世帯主に対し、一般国民年金保険税を課する。

2 一般国民年金保険税は、目的税とする。

3 前二項に規定するもののほか、一般国民年金保険税に関する事項は、別に法律で定める。

(国庫負担)

第四十三条 国は、一般国民年金保険の保険給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、一般国民年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第三節 労働者年金保険(被保険者)

第四十四条 二十歳から五十四歳までの者で労働基準法(昭和二十二法律第四十九号)第九条に規定する労働者(政令で定める労働者を除く)は、労働者年金保険の被保険者とする。

(被保険者期間)

第四十五条 労働者年金保険の被保険者期間は、事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。)に使用された日(二十歳に達する前に使用されたときは、二十歳に達した日)の属する月から起算し、事業所に使用されなくなつた日の属する月の前月(その月がその者の五十五歳に達した日の属する月以後であるときは、五十五歳に達した

た日の属する月の前月)で終るものとす。

2 事業所に使用された日の属する月にその事業所に使用されなくなつた者に係る労働者年金保険の被保険者期間は、一箇月として計算する。ただし、その者がその月にさらに事業所に使用されたときは、この限りでない。

3 事業所に使用されなくなつた後、さらに事業所に使用された者については、前後の労働者年金保険の被保険者期間を合算する。

(老齢年金の額)

第四十六条 老齢年金の額は、八万四千円に労働者年金保険の被保険者期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額に、平均標準報酬月額(労働者年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。)の百分の一に相当する額に労働者年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

を加算した額とする。

2 第三十九条第二項の規定は、第三十条第一項ただし書の規定により繰上請求又は繰下請求をした者について準用する。

3 第三十条第二項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより第一項の八万四千円を増額するものとする。

(廃疾年金の額)

第四十七条 廃疾年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合の廃疾年金にあつては、八万四千円にその者が廃疾年金を受ける権利を取得した日の属する月までの平均標準報酬月額の百分の四百二十に相当する額を加算した額に、廃疾前の被保険者期間のうちの労働者年金保険の被保険者期間の月数を廃疾前の被保険者期間の

月数で除して得た数を乗じて得た額

二 廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合の廃疾年金にあつては、前号に規定する廃疾年金の額の百分の七十五に相当する額

三 廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合の廃疾年金にあつては、第一号に規定する廃疾年金の額の百分の五十に相当する額

(遺族年金の額)

第四十八条 遺族年金の額は、四万二千円と死亡した者の平均標準報酬月額の百分の二百十に相当する額との合算額に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子一人につき一万四千四百円を加算した額に、労働者年金保険の被保険者期間の月数を死亡前の被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(労働者年金保険税)

第四十九条 労働者年金保険事業に要する費用に充てるため、労働者年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主(以下単に「事業主」という。)に対し、労働者年金保険税を課する。

2 労働者年金保険税は、目的税とする。

3 前二項に規定するもののほか、労働者年金保険税に關する事項は、別に法律で定める。

(被保険者の負担等)

第五十条 労働者年金保険の被保険者は、事業主が納付すべき労働者年金保険税の税額の半額以下を負担する。この場合において、事業主が被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払うときには、事業主は、報酬から控除することができ、

2 前項の規定により被保険者の負担すべき額は、事業主と、当該事業所に使用される労働者の過半数

で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定によつて定めるものとする。

3 事業主は、前二項の規定により報酬から控除したときは、その控除に關する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

(国庫負担)

第五十一条 国は、労働者年金保険の保険給付に要する費用の五分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で労働者年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(標準報酬)

第五十二条 標準報酬は、労働者年金保険の被保険者の報酬月額に基き、次の区別によつて定める。

標準報酬	標準報酬月額	報酬月額	額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満	
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満	
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満	
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満	
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満	
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満	
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満	

第九級	一、一〇〇円	一、一〇〇円以上一、二〇〇円未満	
第一〇級	一、二〇〇円	一、二〇〇円以上一、三〇〇円未満	
第一一級	一、三〇〇円	一、三〇〇円以上一、四〇〇円未満	
第一二級	一、四〇〇円	一、四〇〇円以上一、五〇〇円未満	
第一三級	一、五〇〇円	一、五〇〇円以上一、六〇〇円未満	
第一四級	一、六〇〇円	一、六〇〇円以上一、七〇〇円未満	
第一五級	一、七〇〇円	一、七〇〇円以上一、八〇〇円未満	
第一六級	一、八〇〇円	一、八〇〇円以上一、九〇〇円未満	
第一七級	一、九〇〇円	一、九〇〇円以上二、〇〇〇円未満	

第一八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三二、五〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第二一級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第二二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第二三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第二四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満

第二五級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上五四、〇〇〇円未満
第二六級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二七級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第二八級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上

(定時決定)

第五十三条 行政庁は、労働者年金

保険の被保険者が毎年八月一日現在に使用される事業所において同日前三箇月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定により決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に労働者年金保険の被保険者となつた者及び第五十五条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき労働者年金保険の被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者となつた際の決定)
第五十四条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者となつた者があるときは、次の各号に規定する額を

報酬月額として、標準報酬を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、労働者年金保険の被保険者となつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、労働者年金保険の被保険者となつた日の属する月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定により算定することが困難であるものについては、労働者年金保険の被保険者となつた日の属する月前一箇月に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を算定した場合に、それぞれについて、前各号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により決定された標準報酬は、その年の九月(八月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

標準報酬は、労働者年金保険の被保険者となつた日の属する月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に労働者年金保険の被保険者となつた者については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(標準報酬の改定)
第五十五条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者が現在に使用される事業所において継続した三箇月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、その年の九月(八月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(報酬月額の算定の特例)
第五十六条 労働者年金保険の被保険者の報酬月額が、第五十三条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により算定することが困難であるとき、又は第五十三条第一項、第五十四条第一項若しくは前条第一項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、行政庁が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける労働者年金保険の被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第五十三条第一項、第五十四条第一項若しくは前条第一項又は前項の規定により算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(現物給与の価額)
第五十七条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、行政庁が定める。

(届出)
第五十八条 事業主は、厚生省令で定めるところにより、労働者年金保険の被保険者の氏名、被保険者となつた年月日及び被保険者でなくなつた年月日、報酬月額その他厚生省令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 労働者年金保険の被保険者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を行政庁に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

(事業主の事務)
第五十九条 労働者年金保険の施行に必要な事務は、厚生省令で定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。

(立入検査等)
第六十条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者に係る被保険者期間の計算、標準報酬又は保険給付に關する決定に關し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問及び検査

を行つた職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報酬)

第六十一条 この節に規定する報酬には、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働者が、労働の対価として受けるすべてのものを含み、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けるものは含まれないものとする。

(日雇労働者に関する政令による特例)

第六十二条 労働者年金保険の被保険者である日雇労働者に対するこの節の規定の適用については、政令で別段の定をすることができ

第三章 特別国民年金

第一節 養老年金

(養老年金の受給権者)

第六十三条 養老年金は、次の各号に掲げる者に支給する。

一 この法律の施行の際六十歳以上である者

二 この法律の施行の際五十五歳から五十九歳までの者で六十歳に達したものの

(養老年金の額)

第六十四条 前条第一号に規定する者のうち六十歳から六十四歳までの者及び同条第二号に規定する者のうち六十四歳までの者に支給する養老年金の額は、その者の属す

る世帯の世帯所得年額(世帯の世帯主及び世帯員の前年の所得の合計額の年額をいう。以下同じ)が十八万円に満たない場合においては、一万二千元とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては六千元とする。ただし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては、六千元と

その者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十九万二千元に満たないときは、六千元に当該満たない額を加算した額とする。

2 前条第一号に規定する者のうち六十五歳以上の者及び前項に規定する者で六十五歳に達したものに支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円に満たない場合においては、二万四千元とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては、一万二千元とする。ただし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては、一万二千元と

その者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が二十万四千元に満たないときは、一万二千元に当該満たない額を加算した額とする。

(養老年金の支給の停止)

第六十五条 養老年金の受給権者の前年の所得の年額が七万二千元をこえる場合又はその者の属する世帯の世帯所得年額が三十六万円をこえる場合には、養老年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき養老年金

の額とその者の前年の所得の年額との合算額が七万二千元をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。

3 受給権者に支給すべき養老年金の額とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が三十六万円をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。

(養老年金の受給権の消滅)

第六十六条 第二十一条の規定は、養老年金を受ける権利について準用する。

(政令への委任)

第六十七条 この節に定めるもののほか、養老年金の支給に係る所得の計算及び決定その他養老年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 母子年金

(母子年金の受給権者)

第六十八条 母子年金は、女子であつて配偶者のない者又はこれに準ずる女子であつて政令で定める者が現に児童(二十歳に満たない者をいう。以下同じ)を扶養している場合に、その扶養している者に支給する。

(母子年金の額)

第六十九条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円に満たない場合においては、その者に支給する母子年金の額は、三万六千元とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき七

千二百円を加算した額とする。

2 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合においては、その者に支給する母子年金の額は、一万八千元とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき三千六百円を加算した額とする。

3 前項の規定による母子年金の額に相当する額と当該母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、十五万六千元と七千二百円にその者が現に扶養している児童のうち一人を除いた者の数を乗じて得た額との合算額に満たない場合には、その者に支給する母子年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による母子年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(母子年金の額の改定)

第七十条 母子年金の受給権者が現に扶養している児童の数に変更を生じたときは、その変更を生じた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

(母子年金の支給の停止)

第七十一条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合には、母子年金の額の全部につき、その支給を停止する。

(母子年金の受給権の消滅)

第七十二条 母子年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 第六十八条の規定に該当しなくなつたとき。

(政令への委任)

第七十三条 この節に定めるもののほか、母子年金の支給に係る所得の計算及び決定その他母子年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 身体障害者年金

(身体障害者年金の受給権者)

第七十四条 身体障害者年金は、次の各号に掲げる者が別表に定める程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

一 十五歳から十九歳までの者

二 この法律の施行の際五十五歳

(身体障害者年金の額)

第七十五条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円に満たない場合において、その者に支給する身体障害者年金の額は、次の各号に掲げる額に、身体障害者年金の受給権者と同一世帯に属するその者の二十歳未満の子一人につき七千二百円を加算した額とする。ただし、当該加算は、父母がともに身体障害者年金の受給権者であるときは、母

にはしないものとする。

一 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合に、四万八千円

二 廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合に、三万六千円

三 廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合に、二万四千円

2 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円をこえる場合において、その者に支給する身体障害者年金の額は、前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額の二分の一とする。

3 前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額と当該身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、その者の廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合に十六万八千円と、その者の廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合に十五万六千円と、その者の廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合に十四万四千円と、それぞれ、七千二百円にその者と同一世帯に属するその者の二十歳未満の子の数を乗じて得た額との合算額に満たないときは、その者に支給する身体障害者年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による身体障害者年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(身体障害者年金の支給の停止)
第七十六条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額

が十八万円をこえる場合には、身体障害者年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき身体障害者年金の額とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、身体障害者年金の支給を停止する。

(身体障害者年金の受給権の消滅)
第七十七条 身体障害者年金を受け得る権利は、第七十八条において準用する第二十三条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 第七十四条の規定に該当しなくなつたとき。

(準用規定)
第七十八条 第二十三条から第二十七条まで及び第七十条の規定は、身体障害者年金の支給について準用する。

(政令への委任)
第七十九条 この節に定めるもののほか、身体障害者年金の支給に係る所得の計算及び決定その他身体障害者年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 審査の請求
第八十条 標準報酬若しくは保険給付又は特別国民年金の支給に関する処分不服がある者は、国民年金審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、国民年金審査会に再審査を請求することができ

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、国民年金審査官が審査の請求を棄却したものとなして、国民年金審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び第二項の再審査の請求は、時効の中断に関しは、裁判上の請求とみなす。

4 標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができな

第五章 雑則
(記録)
第八十一条 行政庁は、被保険者又は受給権者に関する原簿を備え、これに被保険者又は受給権者の氏名、被保険者となつた年月日及び被保険者でなくなつた年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

(書類等の提出)
第八十二条 厚生大臣は、必要があるとき、受給権者に対して、年金の支給に關して必要な書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができ

(年金の支給の停止)
第八十三条 受給権者が、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わなかつたときは、年金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(届出)
第八十四条 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、行政庁に

対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(年金の支払の差止)
第八十五条 受給権者が、正当な理由がなく、前条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金の支払を一時差止めることができ

(生活保護法との関係)
第八十六条 この法律の規定により特別国民年金を受ける権利及び支給を受けた特別国民年金は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十一条第一項の規定の適用についてはその者の利用し得る資産に、支給を受けた特別国民年金は、同法第八十一条第一項の規定の適用についてはその者の金銭に含まれないものとする。

(権限の委任)
第八十七条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、行政庁に委任することができる。

(実施規定)
第八十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六章 罰則
第八十九条 事業主が、正当な理由がなく次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第六十条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第九十条 事業主以外の者が、第六十条第一項の規定による当該職員

の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十二条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 第五十八条第二項の規定に違反して、被保険者が届出をせず、又は虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。
二 第八十四条第二項の規定に違反して、戸籍法の規定による死

亡の届出義務者が届出をしないとき。

附則
1 この法律の施行期日は、別に法律で定める。
2 この法律の施行に關して必要な

事項及び他の法律で定める年金等の支給との調整に關する事項は、別に法律で定める。

別表

廢疾の程度	番号	廢疾の狀態
一	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
二	二	両上肢の用を全く廢したものの
三	三	両下肢の用を全く廢したものの
四	四	両上肢を腕関節以上で失つたもの
五	五	両下肢を足関節以上で失つたもの
六	六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
七	七	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
八	八	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの
級		
二	一	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの
	二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
	三	両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてこれに解することができない程度に減じたもの
	四	咀嚼又は言語の機能を廢したものの
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの
	六	一上肢を腕関節以上で失つたもの
	七	一下肢を足関節以上で失つたもの
	八	一上肢の用を全く廢したものの
	九	一下肢の用を全く廢したものの
	一〇	両上肢のすべての指の用を廢したものの
	一一	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一二	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの
	一三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
級	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの
	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限

三	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
二	二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の語声を解することができない程度に減じたもの
三	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
五	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したものの
六	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したものの
七	七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
八	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの
九	九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廢したもの
一〇	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
一一	一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廢したもの
一二	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一三	一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一四	一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

備考

一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
三 指の用を廢したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
四 足ゆびの用を廢したものとは、その全部を失つたものをいう。
五 足ゆびの用を廢したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。